

高度被ばく医療支援センターの新規指定

令和 5 年 3 月 8 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国立大学法人福井大学（以下「福井大学」という。）が「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和 4 年 4 月 6 日原子力規制庁長官決定：以下「指定要件」という。）の高度被ばく医療支援センター¹の指定要件を満たすことについて、原子力規制庁が行った確認結果の了承について諮り、それをもって同大学の高度被ばく医療支援センターへの新規の指定及びその旨を通知することの決定について付議するものである。

2. 経緯

令和 4 年度第 67 回原子力規制委員会（令和 5 年 2 月 1 日）において、福井大学が高度被ばく医療支援センターに係る指定要件に適合しているかについて、原子力規制庁が書類及び現地調査により確認を行うことのを了承をいただいたところ。

同大学からは令和 5 年 2 月 9 日付けで高度被ばく医療支援センター指定要件確認書の提出があったことから、原子力規制庁では、書類を確認するとともに、令和 5 年 2 月 20 日、21 日に現地調査を実施した。

3. 指定要件の確認及び新規の指定

書類及び現地調査により、福井大学が高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たすことを確認した結果を別紙 1 のとおり取りまとめたので、この結果について了承いただきたい。また、確認結果について了承が得られれば、同大学を令和 5 年 4 月 1 日付けで高度被ばく医療支援センターに指定すること及び、別紙 2 のとおり通知することを決定していただきたい。

4. 今後の予定

原子力規制委員会にて決定の後、福井大学に対して、別紙 2 を速やかに通知する。

¹ 現時点で、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の 5 機関が指定されている。

<資料一覧>

- 別紙 1 国立大学法人福井大学に係る高度被ばく医療支援センターの指定要件確認結果
- 別紙 2 高度被ばく医療支援センターの指定について（通知）（案）
- 参考 1 高度被ばく医療支援センター 指定要件確認書
- 参考 2 高度被ばく医療支援センターに係る業務方針
- 参考 3 原子力災害対策指針（抜粋）
- 参考 4 「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日原子力規制庁長官決定）抜粋
- 参考 5 令和4年度第67回原子力規制委員会（令和5年2月1日）資料2抜粋

国立大学法人福井大学に係る 高度被ばく医療支援センターの指定要件確認結果

令和 5 年 3 月 1 日
原子力規制庁

(1) 確認の結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が、国立大学法人福井大学（以下「福井大学」という。）から原子力災害対策指針及び「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（以下「指定要件」という。）に基づき提出のあった『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和 5 年 2 月 9 日付け 22 福井大第 1683 号）について、指定要件に沿って確認した結果、福井大学は高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしていると考えられる。

(2) 確認の内容

福井大学が提出した『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認、現地確認及びヒアリングを行ったところ、主な内容は以下のとおりである。（（ ）の記載番号は参考 1 の項番号を指す。）

1) 医療体制等

ア. 診療機能等（人の体制）

- ・医師については、高度専門的な被ばく医療を行うことができる経験、専門分野を有している 6 名の者で構成されていること、看護師、その他専門的なスタッフについても専任となる者が配置されていることを確認した。また、状況に応じて大学病院内のその他部門の医師や専門的なスタッフの協力が得られること、及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）とも連携協定を締結しており、適切な体制が整備されていることを確認した。

（1）医療体制等 ②原子力災害拠点病院等との医療連携

（1）医療体制等 ③医療従事者等の配置

（3）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ③専門家ネットワークの構築

- ・原子力災害拠点病院等に対して上記医師、スタッフによる専門的な助

言ができる体制が整備されていること、また、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価についても、スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析等の各要件を満たす専門分野及び技能を持った7名の者が配置されていることを確認した。また、QSTとも連携協定を締結しており、状況に応じて協力が得られるよう体制が整備されていることを確認した。

- (1) 医療体制等 ②原子力災害拠点病院等との医療連携
- (1) 医療体制等 ③医療従事者等の配置 医師以外
- (3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ③専門家ネットワークの構築

イ. 施設、設備等（施設設備の体制）

・被ばく傷病者受入として、同時に2名の処置ができる除染室、長期観察、入院治療等が行える施設（病室、無菌室等）が整備されていることを確認した。

- (2) 施設、設備等 ①施設 受入体制

・線量評価を行うために必要な施設及び標本作製資機材、倒立顕微鏡イメージングシステム等の設備を有することを確認した。

- (2) 施設、設備等 ②設備、備品等 線量評価

・アクチニドを含む内部被ばく線量評価については、肺モニタ等必要な施設設備を保有している QST と連携協定を締結しており、対応できる体制が整備されていることを確認した。

- (2) 施設、設備等 ②設備、備品等 線量評価
- (3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ③専門家ネットワークの構築

・必要な医薬品については、確保できていることを確認した。

- (2) 施設、設備等 ②設備、備品等 医薬品等

・福井大学は災害拠点病院として指定されており、ヘリポートが整備されていること、建物については耐震構造及び免震構造がとられていること、衛星電話等通信設備が整備されていること、及び自家発電、受水槽等ライフラインについても整備されていることを確認した。

(2) 施設、設備等 ①施設 災害拠点病院に指定されている場合は省略可

- ・令和4年度第67回原子力規制委員会において、福井大学が現時点で所有していないホールボディカウンタと甲状腺モニタに係る対応について原子力規制庁が確認するとした事項については、以下のとおり。

内部被ばくの詳細な測定に必要な放射線測定器、体外計測機器及び資機材については、福井県と連携協定を締結しており、原子力災害時に内部被ばく傷病者が発生した場合には、同県が所管している福井県立病院が保有するホールボディカウンタ及び甲状腺モニタを使用して線量評価を行う体制が整備されていることを確認した。

(2) 施設、設備等 ②設備、備品等 線量評価
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ③専門家ネットワークの構築

また、同病院と福井大学医学部附属病院間は車で15分ほどの距離であり、原子力災害時には同病院に対して福井大学の診療、線量評価に係る専門家を短時間で派遣できることを確認した。

2) 研修、訓練

ア. 研修、訓練を行う体制（人の体制）

- ・拠点病院等に対し、医師、看護師、診療放射線技師等20名超の関係者により原子力災害医療に係る専門的な教育研修を行う体制が整備されていることを確認した。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ①教育研修

- ・立地道府県、拠点病院等、支援センター（基幹含む。）が行う研修に対して、医師、看護師、診療放射線技師等約20名の関係者により支援できる体制が整備されていることを確認した。また、福井大学としてはこれら関係者について原子力災害医療に係る研修のうち専門研修及びQSTが行う高度専門研修を積極的に受講させ、中核となる人材を育成する方針であることを確認した。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ①教育研修

- ・訓練について、医師、看護師、診療放射線技師等 20 名超の関係者が国又は立地道府県が行う訓練に参加し、また、拠点病院が行う訓練についても助言又は指導できる体制を整備していることを確認した。

〔 (3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 ②訓練 〕

イ. 研修、訓練を行う体制（施設設備の体制）

- ・教育研修、訓練について、福井大学医学部附属病院敷地内にある臨床教育研修センター及び福井メディカルシミュレーションセンターにおいて最大 80 名の研修生を受け入れる体制が整備されていることを確認した。

〔 (2) 施設、設備等 ①施設 受入体制 〕

3) その他

原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施する予定であること、及び高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針（参考 2 参照）を策定していることを確認した。

〔 (4) その他 その他 〕

1)～3)に係る項目のうち、2)及び3)については原子力規制庁として、福井大学が高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。また、1)に係る項目については、現時点ではホールボディカウンタと甲状腺モニタを所有していないが、これらは今後整備する意向を有していること及び整備がなされるまでの間は福井県との連携協定により、原子力災害時でも被ばく傷病者に対して適切な対応が行われることを確認し、高度被ばく医療支援センターとしての原子力災害時の対応が実施できるものと判断した。そのため、1)についても指定要件に定める項目を満たしていると考ええる。

以上を踏まえ、原子力規制庁は、福井大学が高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める全ての項目を満たしていると考ええる。

(案)

原規放発第 号
令和 5 年 月 日

国立大学法人福井大学
学長 上田 孝典 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

高度被ばく医療支援センターの指定について (通知)

令和 5 年 2 月 9 日付け 22 福井大第 1683 号で申請のあった事項について、下記のとおり決定したので通知する。

記

原子力災害対策指針に基づき、貴機関を令和 5 年 4 月 1 日付けで高度被ばく医療支援センターに指定する。

(様式第2)

【新規】	「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認書
ふりがな	こくりたいがくほうじん ふくけいがく
施設名	国立大学法人 福井大学
災害拠点病院の指定状況	地域災害拠点病院
救急医療機関の指定状況	2次救急医療機関(病院群輪番制を含む)
旧被ばく医療機関の指定状況	二次被ばく医療機関

整理番号 高-6

【凡例】
 ○：必須項目
 △：指定後速やかに満たす必要がある項目
 -：必要に応じて満たす必要がある項目

項目	新規申請時	2回目以上	確認項目	別添資料番号	申請	確認結果	備考			
(1) 医療体制等										
① 診療機能等	○ ○	○ ○	汚染の有無にかかわらず、多発外傷、控減症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制を有している	診療	○	○				
			被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療を提供できる体制を有している							
			救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して対応できる体制を有している							
			長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診療及び長期経過観察を行うことができる体制を有している							
			除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者への診療を提供できる体制を有している							
			被ばく傷病者等に対して、高度救命救急センターと同等の診療を提供できる体制を有している							
② 原子力災害拠点病院等との医療連携	○ ○	○ ○	原子力災害拠点病院等での診療に対して、被ばく医療の観点から専門的助言を提供できる体制を有している	医療連携①	○	○	6人			
			原子力災害拠点病院等が受け入れた被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理的及び生物学的線量評価を提供できる体制を有している	医療連携②	○	○				
③ 医療従事者等の配置	○ ○	○ ○	施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等を受講している	医療①	○	○				
			長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療や長期経過観察について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置している	医療②	○	○	6人			
			除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者の診療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置している				6人			
			放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等に対して必要な看護ができる看護師を1名以上配置している	医療③	○	○	5人			
			線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置している	医療④	○	○	7人			
			除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置している	医療⑤	○	○	19人			
(2) 施設、設備等										
① 施設	○ ○	○ ○	除染を行うために必要な除染室を有している	施設①	○	○	3.3分			
			被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室を有している	施設②	○	○	2人分			
			被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室を有している	施設③	○	○	2人分			
			被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等を有している							
			急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等を有している							
			○ ○	教育研修、訓練の実施に必要な施設を有している	施設④	○	○	80人		
			※災害拠点病院に指定されている場合は省略可	- -	- -	耐震構造を有する病院機能を維持するために必要な施設を有している	施設⑤	災害		
				- -	- -	自家発電機等及び3日分程度の燃料を有している	施設⑥	災害		
				- -	- -	適切な容量の受水槽、停電時にも使用可能な井戸設備、災害時の診療に必要な水を確保するための優先的な給水協定等を有している	施設⑦	災害		
				- -	- -	病院敷地内のヘリコプターの着陸場所は病院近接地において非常時に使用可能な着陸場を有している	施設⑧	災害		
② 設備、備品等	○ ○	○ ○	救急医療及び災害医療に必要な設備、備品等を有している	設備等①	災害					
			個人防護	○ ○	○ ○	医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材を有している	設備等②	○	○	
			線量評価	○ ○	○ ○	処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器を有している	設備等③	○	○	
				○ ○	○ ○	体表面汚染の線量評価を行うために必要な放射線測定器を有している	設備等④	○	○	
				○ ○	○ ○	内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器を有している	設備等⑤	○	○	
				○ ○	○ ○	内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有している				
			○ ○	○ ○	アークシールドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材を有している					
			○ ○	○ ○	生物学的線量評価のための機器及び資機材を有している	設備等⑥	○	○		
			医薬品等	○ ○	○ ○	被ばくの診療に必要な設備及び医薬品を有している	設備等⑦	○	○	
			除染	○ ○	○ ○	除染するために必要な資機材を有している	設備等⑧	○	○	
汚染管理	○ ○	○ ○	汚染した衣類や資機材、洗浄水を一時的に保管できる設備を有している	設備等⑨	○	○				
通信手段	○ ○	○ ○	災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を有している	設備等⑩	○	○				
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等										
① 教育研修	○ ○	○ ○	原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等に対し、汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する専門的な教育研修を行っている	研修①	○	○				
			△ ○					原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等に対し、汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する専門的な教育研修を行っている		
			○ ○					原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等の中核人材等に対し、専門的な教育研修を行う体制を有している		
			△ ○					原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等の中核人材等に対し、専門的な教育研修を行っている		
			○ ○					立地道府県等、原子力災害拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のキャリアアップや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行う体制を有している		
			△ ○					立地道府県等、原子力災害拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のキャリアアップや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行っている		
			○ ○					基幹高度被ばく医療支援センターが行うキャリアアップや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制を有している		
			△ ○					基幹高度被ばく医療支援センターが行うキャリアアップや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力している		
			○ ○					高度被ばく(医療支援センター等)が実施する高度専門的な教育研修を施設職員に定期的に受講させる体制を有している		
			△ ○					高度被ばく(医療支援センター等)が実施する高度専門的な教育研修を施設職員に定期的に受講させている		
② 訓練	○ ○	○ ○	(自施設の)原子力災害に関する職員に対し、定期的訓練を行う体制を有している	訓練①	○	○				
			△ ○					(自施設の)原子力災害に関する職員に対し、定期的訓練を行っている		
			○ ○					原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行う体制を有している		
			△ ○					原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行っている		
			○ ○					国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加する体制を有している		
			△ ○					国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加している		
③ 専門家ネットワークの構築	○ ○	○ ○	被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを構築する体制を有している	ネットワーク	○	○				
			△ ○					被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを構築している		
			○ ○					放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築する体制を有している		
			△ ○					放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築している		
			○ ○					専門家との情報交換等のための会合を定期的に開催(基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力)する体制を有している		
			△ ○					専門家との情報交換等のための会合を定期的に開催(基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力)している		
			○ ○					原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療関係者による情報交換等のための会合に協力する体制を有している		
			△ ○					原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療関係者による情報交換等のための会合に協力している		
			- -					基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく(医療支援センター)又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている		
			○ ○					甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制を有している	ネットワーク(参考)	○
④ 立地道府県等との連携	○ ○	○ ○	甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる	連携	○	○				
			△ ○					立地道府県等が行う原子力災害対策に協力する体制を有している		
			○ ○					立地道府県等が行う原子力災害対策に協力している		
			△ ○					立地道府県等が行う原子力災害対策に協力している		
(4) その他										
その他	○ ○	○ ○	原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療や線量評価に関する専門家を派遣する体制を有している	その他①	○	○				
			○ ○	関係機関の協力を得て、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集を行うことができる	その他②	○	○			
			○ ○	内部被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究が行われている	その他③	○	○			
			○ ○	原子力災害に対応できる業務継続計画を整備している	その他④	○	○			
			○ ○	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること	その他⑤	○	○			
○ ○	高度被ばく(医療支援センター)としての役割を担うための業務方針を策定している									

整理番号

(申請施設名：国立大学法人福井大学医学部附属病院高度被ばく医療支援センター) 業務方針 [2023 年度]

1. 作成者 (担当)

部 署	救急部
事業責任者	救急部 講師 小淵 岳恒
事務担当	病院部長 安岡 浩憲

2. 業務方針

【高度被ばく医療支援センター】

原子力発電所が複数立地している福井県を含む北陸地域において、以下の方針で業務運営を行う。

- 1 拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療
高度被ばく医療支援センターとして求められる医療提供に資する人材の確保、線量評価体制、資機材整備に努める。
- 2 拠点病院等に対する必要な診療支援や助言等が可能な専門家の派遣
ニーズに応じて随時支援や派遣ができるよう、対応要員の確保に努める。
- 3 原子力災害時における甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員派遣調整等の立地道府県が行う原子力災害対策への協力
ニーズに応じて随時自施設からの派遣や協力依頼に対応できるよう、対応要員の確保及び必要な資機材の適切な維持管理・充実に努める。
- 4 立地道府県に対する技術的専門的な助言・支援
各立地道府県の原子力防災訓練等の機会に実践的な助言を行い、有事に備える。
- 5 拠点病院や協力機関に対する高度専門的な教育研修の実施
各年度、原子力災害医療中核人材研修（受講者：各回 20 名想定）を 2 回、甲状腺簡易測定研修（受講者：20 名想定）を 1 回実施し、計画的な人材育成に努める。

原子力災害対策指針（抜粋）

第2 原子力災害事前対策

（7）原子力災害時における医療体制等の整備

① 原子力災害医療の実施体制

[略]

（i）国

- ・国は、次に示す役割を担う医療機関等を指定又は登録するための要件（以下「指定要件」という。）を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図ること。

[略]

➤ 原子力災害医療・総合支援センター：

原子力災害医療・総合支援センターとは、原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。

➤ 高度被ばく医療支援センター：

高度被ばく医療支援センターとは、原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。

➤ 基幹高度被ばく医療支援センター：

基幹高度被ばく医療支援センターとは、高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関であり、同センターの役割に加え、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療等の対応を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成を行う。

- ・国は、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターについて、指定要件に基づき指定をすること。なお、複数の機関を高度被ばく医療支援センターとして指定する場合には、そのうちの機関を基幹高度被ばく医療支援センターとして指定をすること。また、おおむね3年ごとに、指定された原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に合致していることを確認すること。さらに、他の医療機関等が指定要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。

[略]

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件※

平成 27 年 5 月 15 日

(名称：原子力災害拠点病院等の施設要件)

平成 27 年 6 月 19 日一部改正

平成 30 年 7 月 25 日全部改正

令和 4 年 4 月 6 日全部改正 (名称変更)

原子力規制庁

※ 高度被ばく医療支援センター指定要件抜粋

目次

はじめに	1
第一章 原子力災害拠点病院等に求められる役割	3
1 原子力災害拠点病院.....	3
2 原子力災害医療協力機関.....	3
3 原子力災害医療・総合支援センター.....	3
4 高度被ばく医療支援センター.....	4
5 基幹高度被ばく医療支援センター.....	4
第二章 原子力災害拠点病院等の指定等の考え方	5
1 指定・登録.....	5
（1）立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機関.....	5
（2）国の役割及び国が指定を行う機関.....	5
2 住民等への周知.....	6
3 指定・登録の取消し.....	6
4 指定要件の見直し.....	6
第三章 原子力災害拠点病院等の指定要件	7
1 原子力災害拠点病院.....	7
（1）基本的な要件.....	7
（2）医療体制等.....	7
（3）施設、設備等.....	8
（4）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	9
（5）原子力災害医療派遣チームの配置等.....	10
（6）その他.....	10
2 原子力災害医療協力機関.....	11
（1）基本的な要件.....	11
（2）医療体制等.....	11
（3）施設、設備等.....	11
（4）研修、訓練の実施.....	11
（5）関係機関等への連携体制等.....	11
（6）他の立地道府県等への派遣体制.....	12
（7）その他.....	12
3 原子力災害医療・総合支援センター.....	13
（1）医療体制等.....	13
（2）施設、設備等.....	13
（3）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	13
（4）原子力災害医療派遣チームの配置等.....	14

(5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整.....	14
(6) その他.....	15
4 高度被ばく医療支援センター.....	16
(1) 医療体制等.....	16
(2) 施設、設備等.....	17
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	17
(4) その他.....	18
5 基幹高度被ばく医療支援センター.....	19
(1) 基本的な要件.....	19
(2) 医療体制等.....	19
(3) 施設、設備等.....	19
(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	19
(5) その他.....	20

4 高度被ばく医療支援センター

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「1 原子力災害拠点病院 (2) 医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診療及び長期経過観察を行うことができる体制を有すること。
- B) 除染が困難(複数回の流水洗浄後も高濃度の表面汚染の残存等)であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者への診療を提供できる体制を有すること。
- C) 被ばく傷病者等に対して、高度救命救急センターと同等の診療(急性放射線症候群の診療を含む。)を提供できる体制を有すること¹⁷。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 拠点病院等での診療に対して、被ばく医療の観点から専門的助言を提供できる体制を有すること。
- B) 拠点病院等が受け入れた被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価(スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等)を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者¹⁸】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等¹⁹を受講していること。

【原子力災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

- B) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療や長期経過観察について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
 - ・ 除染が困難(複数回の流水洗浄後も高濃度の表面汚染の残存等)であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者の診療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

- C) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等に対して必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
 - ・ 線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置す

¹⁷ 高度被ばく医療支援センター(基幹高度被ばく医療支援センターを含む。)又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、体制が整っているものとみなす。

¹⁸ 施設内において、被ばく傷病者等の受入れや診療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

¹⁹ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修、原子力災害医療に関わる基礎研修 e-ラーニング等がある。

ること²⁰。

- ・ 除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(2) 施設、設備等

① 施設

「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ①施設等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等を有すること。
- B) 急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等を有すること²¹。
- C) 教育研修、訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ②設備、備品等」に掲げる項目²²に加え、次の設備、備品等が整備されていること²³。

- A) 内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有すること。
- B) アクチニドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材を有すること²⁴。
- C) 生物学的線量評価のための機器及び資機材を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務等を実施又は対応できる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 拠点病院や協力機関等に対し、汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する専門的な教育研修を行うこと。
- B) 拠点病院や協力機関等の中核人材等に対し、専門的な教育研修を行うこと。
- C) 立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行うこと。
- D) 基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく

²⁰ 特に、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による生物学的線量評価等）を実施できる者が配置されていること。

²¹ 基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、要件を満たすものとみなす。

²² ただし、注釈10、11、12は適用しない。特に、医薬品については、安定ヨウ素剤、放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等を保有すること。

²³ 救急医療、災害医療に関する設備、備品等については、傷病者等に対する初期治療を行うために必要な範囲とする。

²⁴ 基幹高度被ばく医療支援センター又は他の高度被ばく医療支援センターとの間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、要件を満たすものとみなす。

医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力すること。

E) 高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を自施設職員に定期的に受講させること。

② 訓練

A) 原子力災害に関係する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。

B) 拠点病院からの要請により、拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行うこと。

C) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

③ 専門家ネットワークの構築

A) 被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを構築すること。

B) 放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築すること。また、専門家との情報交換等のための会合を定期的で開催（基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力）すること。

C) 原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療に関係する者による情報交換等のための会合に協力すること。

④ 立地道府県等との連携

A) 甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができること。

B) 立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。

(4) その他

A) 原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療や線量評価に関する専門家を派遣する体制を有すること。

B) 関係機関の協力を得て、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集が行うことができること。

C) 内部被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究が行われていること。

D) 原子力災害に対応できる業務継続計画を整備すること。

E) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。

F) 高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定すること。

高度被ばく医療支援センターの新規指定に向けた確認

令和 5 年 2 月 1 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国立大学法人福井大学（以下、「福井大学」という。）を高度被ばく医療支援センター¹に新規に指定するに当たり、指定要件に適合しているか確認を行うことのできる承について諮るものである。

2. 経緯

現在、高度被ばく医療支援センターは全国で 5 機関が指定されている（原子力災害医療・総合支援センター²は 4 機関が指定されている）ところ、令和 3 年度第 41 回原子力規制委員会（令和 3 年 10 月 27 日）において、地域によっては高度被ばく医療支援センターの整備の強化を図る必要があるとの指摘をいただいた。

原子力発電所が複数立地している福井県を含む北陸地域については、現在指定されているいずれの高度被ばく医療支援センターからも離れていることから、従来から整備されている原子力災害医療体制に加え、高度専門的な医療提供体制や、それを可能とする人材育成体制の充実・強化が早急に必要であると考えられる。

上記を踏まえ、原子力規制庁では、北陸地域において高度被ばく医療支援センターの役割を担える機関を検討し、いくつかの機関に打診したところ、福井大学が指定に向けた準備を行う意向があるとの確認が得られた。

3. 指定要件確認に向けた対応方針（案）

福井大学が「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和 4 年 4 月 6 日全部改正）のうちの高度被ばく医療支援センターに係る指定要件に適合しているかについて、原子力規制庁が書類及び現地調査により確認を行うことについて了承いただきたい。

¹ 現時点で、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の 5 機関が指定されている。

² 現時点で、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の 4 機関が指定されている。

なお、福井大学は、高度被ばく医療支援センターに係る指定要件の1つ³であるホールボディカウンタ及び甲状腺モニタを現時点で所有しておらず、今後これらを整備する意向を示している。同大学は、これらを整備するまでの当面の間は、近隣の原子力災害拠点病院である福井県立病院が所有するホールボディカウンタ及び甲状腺モニタの利用に関する連携協定を締結し、適切な対応を行う意向と聞いている。

4. 今後の予定

原子力規制庁による確認の後、令和5年3月上旬に福井大学の高度被ばく医療センター新規指定について原子力規制委員会に諮ることとしたい。

<資料一覧>

- 参考1 「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日全部改正）抜粋
- 参考2 令和3年度第41回原子力規制委員会（令和3年10月27日）議事録抜粋

³ 4 高度被ばく医療支援センター（2）施設、設備等 ②設備、備品等 A) 内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有すること。